

N-011

## インターネット上でのパーソナルデータ流通におけるダメージの コントロールに関する基礎的研究

### A Fundamental Study on A Resolution System to Control Damage Accompanying Circulation of Personal Data on the Internet

橋本 誠志<sup>†</sup>  
Satoshi HASHIMOTO

#### 1. はじめに

2015年3月に国会に提出された個人情報保護法改正案では、(1)個人情報の第三者提供に関するトレーサビリティの確保、(2)不正な利益を図る目的での個人情報データベース等提供罪の新設、(3)国境を越えた適用に関する規定の整備等が盛り込まれた。次に問題となるのは実際に発生したダメージのコントロールである。本研究では、インターネット上で流通するパーソナルデータへの攻撃発生やデータ流出インシデントが発生した際に消費者/企業が受けるダメージのマイクロレベルにおけるコントロールを行う上でデータの流通速度と手順のスピードに圧倒的の差異があることに鑑み、手続き実施中の情報の二次流通による被害を軽減するための紛争解決制度が果たすべき役割を検討する。

#### 2. ダメージ・コントロールにおける紛争解決制度の役割

##### 2.1 ダメージ・コントロールの概要

ダメージ・コントロールは一般的には物理的攻撃・衝撃を受けた際に発生した被害を必要最小限に抑えるための事後処置のことを指す。軍事分野では「応急防御」とも呼ばれ「戦闘によりあるいは不慮の災害に際会して船体に被害を生じた場合、即応して当面の修復を行い、艦艇の戦闘力を持続し、その発揮を期する業務を謂い、防火、防水、破壊物処理などを為す行為」[1]と説明される。また、医療、特に救急医学の分野では救命を目的とした外傷治療戦略を指す[2]。今日、企業等の組織においては、ダメージ・コントロールは不祥事の発生やeディスカバリに伴う訴訟リスクに対してその意識が向けられている[4][7]。

##### 2.2 ダメージ・コントロールと紛争解決制度

今日の情報化社会において、企業等の組織から個人情報等の重要情報が流出する事例は枚挙にいとまがなく、それらのインシデントが組織にもたらす影響はインシデントが発生した当該企業そのもののみならずデータ主体のようなステークホルダーに対しても長期にわたって及ぶものとなる。このようなことからダメージ・コントロールは2014年度の第18回「サイバー犯罪に関する白浜シンポジウム」においてもその全体テーマとして取り上げられた[5][12]。

上述のようにダメージ・コントロールが現在、実践されている軍事分野における各艦船、医療分野における症例、組織分野におけるインシデント対応における場合のように個々に発生するダメージの抑制がその視野に置かれている。一方で特に組織分野でのインシデ

ント対応におけるダメージ・コントロールでは紛争解決制度がその前提となっている。

個人データ流出発生時のインシデントに限定した場合、裁判所で行われる司法手続としての紛争解決制度だけでなく、ADR やシール・プログラム、保険商品、そして企業の取組み等インシデント収拾に資する民間部門が提供する諸制度も含めるとそれらの相互関係は図1のように整理される。つまり、もっとも強制力の強い紛争解決制度である司法手続はその実現に長時間がかかる。その一方でこれを補完する多様な制度が相互に断絶しておりその連携が十分とはいえない。

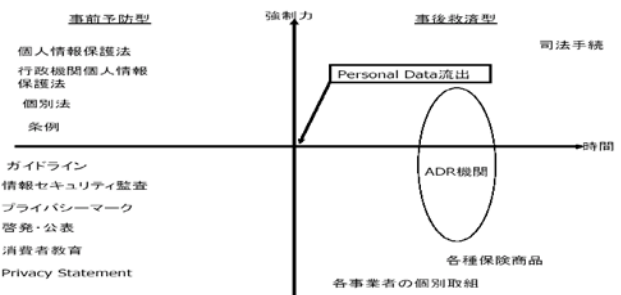


図1 わが国の個人情報保護関連各制度の時系列別・部門別分類

(出所：橋本誠志『電子的個人データ保護の方法』信山社(2007),p.109)

前述した訴訟手続の長期化に関する最新動向として例えば、2014年7月に発覚したベネッセ・コーポレーションで発生した個人情報流出事件における民事提訴では2015年1月29日に被害者の会が第1次提訴を行い、2015年6月現在で第3次訴訟までが東京地裁に提訴され、2015年5月7日に第1次～第3次訴訟が訴訟併合されている。2015年6月20日時点では第4次訴訟への参加が2015年4月30日で締め切れ、第5次訴訟の提訴も検討されている。ベネッセ個人情報漏洩事件被害者の会 HP では、参加原告数が多数にのぼることが想定されること、そしてこれにより訴訟手続に時間を要することが述べられている[6]。

データ流出事案に限ったことではないが、公害問題等も含め被害者が多数にのぼる訴訟では被害の追加発覚が長期間において見られ、これを解決する訴訟手続は追加提訴と併合が続くことから、手続終結に要する期間はかなりの長期化が見られることになる。2015年5月28日には日本年金機構に対するウィルスメールによる不正アクセスに伴う個人情報流出が判明(6月1日日本年金機構公表)し、データ流出事案におけるダメージ・コントロールは個々のインシデントや組織単位のみならず、社会全体にもたらす影

響が大きくなっている。これに対応するためにはデータ流出の発生直後から司法手続が終結するまでの間の複次被害発生を防止し、司法手続を補完するマクロ的視点から見たダメージ・コントロールに資する制度が必要となる[9]。

### 2.3 個人情報保護法改正案による対応

上記の点につき、2015年3月10日に国会に提出され、本稿執筆(2015年6月20日)時点で参議院において審議中の「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」では個人情報保護委員会の新設に伴う主務大臣権限の一元化の他に本稿の問題意識であるマクロ的視点からのダメージ・コントロールの観点からは(1)個人情報の第三者提供に関するトレーサビリティの確保、(2)不正な利益を図る目的での個人情報データベース等提供罪の新設、(3)国境を越えた適用に関する規定の整備等が盛り込まれた[7]。伊東はわが国のサイバー戦略における縦割り官僚制度の問題を指摘している[3]。また、前述したようにこれまでのわが国の個人情報保護関連制度は制度間の連携という意識が十分ではなかったように思われる。この点につき、本改正により制度間の連携という意識が生まれることが期待される。

### 3. データ流出におけるマクロ的ダメージ・コントロールの実現と紛争解決制度の役割

報告者はこれまでの研究においてネットワーク上で自動的に執行できる被害拡散を防止する初動的措置を盛り込んだ電子的自力執行アプローチによる被害拡散防止型の個人情報保護制度について構想してきた[10]。これは国家権力による正式な被害救済手続である司法手続の発動までのダメージ・コントロールを重視した制度スキームである。本提案では個人データの流通状況と電子的自力救済の実行状況を同時に管理する公的機関の設置による個人情報流通管理機構を提案した。データ流出のように瞬時に大量の被害者が発生し、特定の技術水準に依拠した解決手法では司法手続がその役割を十分に果たしえないような事案において司法手続を補完するマクロ的視点から見たダメージ・コントロールに資する制度に期待される役割は大きい。それと同時にこのような制度を実現する上では法学・技術双方のバックボーンを持つ人材をバランス良く確保し、公正な判断による手続的正義が確保されなければならない[9]。

この点について、特に技術面でのフォローアップに関し、例えば伊東はトレースバック技術の研究の可能性に言及している[3]。伊東が指摘するようにトレースバック技術そのものを実装するためには法制上(主としてウィルス作成罪や憲法との整合性)の課題が存在する。これまでわが国の個人情報保護政策はEUと米国の影で独自色を打ち出すことには必ずしも成功してこなかったと言われている。しかし、伊東の述べるように後発だからこそ世界の状況を冷静に分析し、大局的な見地から新たな提案を行うことができ余地も残されている。

### 4. 今後の課題

本稿では、データ流出のような瞬時に大量の被害者が発生しうる事案において司法手続を補完するマクロ的視点か

ら見たダメージ・コントロール型制度の必要性を指摘した。報告者は総合的なダメージ・コントロール型の情報保護政策パッケージを研究・構想している。本研究課題の遂行の上での今後の検討課題としてはさしあたって以下2点の検討を構想している。第1には、情報政策分野におけるダメージ・コントロール概念の定式化である。当時はダメージ・コントロールの概念は情報政策の分野では一般的ではなかった。そこで社会制度としてダメージ・コントロール型パーソナルデータ保護制度を運用するために何を重視して制度設計を行うかが重要となる。第2には、ダメージ・コントロールを強調した総合的政策パッケージとするためには司法機関から民間部門まで幅広い主体により実施されている紛争解決制度をダメージ・コントロールの視点でどのように連携させるかである。

#### 謝辞

本研究は(公財)電気通信普及財団平成26年度研究調査助成による。

#### 参考文献

- [1] 雨倉孝之『海軍ダメージ・コントロール物語』(潮書房光人社,2015)
- [2] 日本救急医学会 HP <http://www.jaam.jp/html/dictionary/dictionary/word/1119.htm> (2015.6.26 確認)
- [3] 伊東 寛『「第5の戦場」サイバー戦の脅威』翔伝社,(2012)
- [4] 寺本正宏著, 青柳まさみ編『日本企業のディスカバリ対策 世界と対等に戦うためのeディスカバリの正しい手順 ~カルテル・PL 訴訟・特許訴訟・米国民事訴訟・国際訴訟~』グローバルトライ (2013)
- [5] 第18回サイバー犯罪に関する白浜シンポジウム <http://www.riis.or.jp/symposium18/> (2015.6.20 確認)
- [6] ベネッセ個人情報漏洩事件被害者の会 <http://www.benesse-saiban.com/pc/index.html> (2015.6.20 確認)
- [7] 「特集 不祥事発生後のダメージ・コントロール」『BUSINESS LAW JOURNAL』No.68(2013)pp.15-40
- [8] 内閣官房「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」の概要 <http://www.cas.go.jp/jp/houan/150310/siryou1.pdf>
- [9] 夏井高人「手続的正義—情報社会における社会構造の変化と正義の維持—」『法とコンピュータ』No.23(2005)pp.49-51
- [10] 橋本誠志『電子的個人情報保護の方法』信山社(2007).
- [11] サイバーセキュリティセミナーレポート <http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/technology/cyb/jp-cyb-ar-csirt.pdf> (2015.6.26 確認)
- [12] 佐藤慶浩「ダメージコントロールにおいてSIEMが担うべき役割の重要性」(第18回サイバー犯罪に関する白浜シンポジウム講演資料) <http://yoshihiro.com/speech/presenter/2014-05-24/data/resources/2014-05-24.pdf> (2015.6.26 確認)

† 徳島文理大学 Tokushima-Bunri University